

にい ざ し ぶん
新座市民の
やく ぞく
約束です

だれ
誰もが

しょう しょう ひと
障がいのある人も
ひと
ない人も

いっしょ
一緒に暮らせるまちを
めざ
目指して



とも く にい ざ し しょう しょう しゃ き ほん じょう れい
～「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」のおはなし～

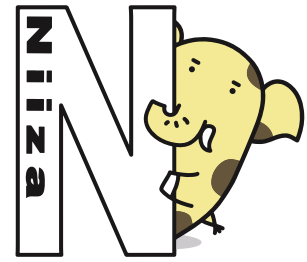






「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」 ってなんだろう

障がいについて正しく知り、みんなが安心して共に暮らすための新座市民の約束ごとです。



どんな約束ごと？

- 障がいのある人もない人も、持っている権利や自由は同じです。みんなでお互いの人権を大切にします。
- 障がいのある人への差別をしてはいけません。
- 障がいのある人が自分で決めることや、社会でさまざまな活動をするのを支援します。

※「障がい」の表記について

「害」という字には「悪くすること」「災い」といった否定的な意味もあるため、障がい者に関係する表記をするときは、人権を尊重する観点から好ましくないと考えています。このことから、市がつくるすべての文章には、ひらがなの「がい」と表記しています。ただし、法律名、団体名などの固有名詞については、そのまま表記しています。

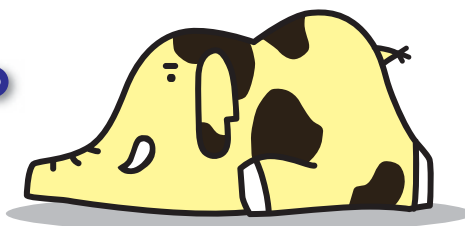


共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の自立及び社会参加を促進し、もって障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障^{しょう}がいって なんだろう



心^{こころ}や体^{からだ}のはたらきがうまくいかないために、毎日^{まいにち}の生活^{せいかつ}や社会^{しゃかい}活動^{かつどう}をするための助け^{たすけ}が必要な状態^{ひつようじょうたい}のことで、主^{おも}に次^{つぎ}のようなことがあります。

身体障^{しんたいしょう}がい

体^{からだ}の一部^{いちぶ}がうまくはたらかないこと

- 肢^し体^{たい}不自由^{ふじゆう}…事^じ故^こや病^{びょう}気^きなどによって、体^{からだ}が自由^{じゆう}に動^{うご}かしにくかったりすること
- 視^し覚^{かく}障^{しょう}がい…目^めが見^みえなかったり、色^{いろ}がわかに^いにくかったりすることによって、情^{じょう}報^{ほう}を得^えることが難^{むずか}しくなること
- 聴^{ちよう}覚^{かく}障^{しょう}がい…耳^{みみ}が聞^きこえない、聞^きこえにくいことによって、ほか^{ほか}の人^{ひと}とコミュニケーションが取りにくくなること
- 内^{ない}部^ぶ障^{しょう}がい…内^{ない}臓^{ぞう}のはたらきがじょうずにいかなくなること

知^ち的^{てき}障^{しょう}がい

成^{せい}長^{ちよう}していく中^{なか}で、なんらかの原^{げん}因^{いん}によって知^ち的^{てき}な遅^{おく}れが生ま^うれること

精^{せい}神^{しん}障^{しょう}がい

精^{せい}神^{しん}のはたらきが不^ふ安^{あん}定^{てい}になり、継^{けい}続^{ぞく}的^{てき}に日^{にち}常^{じよう}生^{せい}活^{かつ}や社^{しゃ}会^{かい}生^{せい}活^{かつ}に制^{せい}限^{げん}がある状^{じよう}態^{たい}のこと

発達障がい

さまざまな原因によって、生まれつきまたは小さい頃から脳がじょうずにはたらかなくなる

- 自閉症…脳のはたらきがじょうずにいかず、ほかの人とコミュニケーションが取りにくくなる
- 学習障がい…知的な遅れではなく、特定の分野、例えば読む、書く、計算する、聞く、話すといったことが特別難しい

高次脳機能障がい

病気やけがなどで脳に傷を受けることによって、忘れっぽくなったり、集中力がなくなったり、感情的になってしまったりすること

難病

原因や治し方がわからなかったり、治療に長い時間がかかったりするような病気

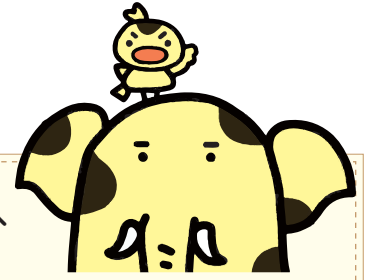
障がいとは、個々の症状だけを言うのではありません！

個々の障がいに加え、障がいのある人たちが、学校や職場、慣習や制度、文化、情報などによって不便になっている状態を「障がい」としてとらえる考え方が大切です。





差別ってどういうこと？



差別とは、差をつけて取りあつかったり、分けへだてたりすることで人の権利を侵害することです。

当然、障がい者を理由に、差別を行うことはあってはならないことです。

例えば、次のようなことが障がい者差別にあたります。

生活

- 障がいのある人とその家族に断りなく、障がいについて調べることや、障がいのある人が知られたくないことを他人に話すこと
- お店などに入ろうとしたときに、車いすを利用していることを理由に断ること
- 障がいを理由に待たせたり、順番を後回しにしたりすること

労働

- 障がいを理由に雇わないこと
- 障がいを理由に仕事を辞めさせること
- 障がいのある人が仕事をする上で、必要な支援をしないこと

教育

- 障がいを理由に勉強させないことや、進学させないこと
- 障がいのある人が勉強をする上で、必要な支援をしないこと

障がいのある人は、自分が差別されたと思ったときには、差別をなくすように、市に相談をすることができます。

市は、実際に起こったことを調べて、差別をなくすために行動します。

相談窓口／新座市役所 1 階 障がい者福祉課 電話048-424-8180

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。



障害者差別解消法とは

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくすための法律（ほうりつ）です。

障がい（しょうがい）のある人（ひと）も、みな（みんな）が互（たが）いの人格（じんかく）や個性（こせい）を尊重（そんちょう）しながら、共に生活（きんが）できる社会（しゃかい）の実現（じっげん）に向けて、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくすことを目的（もくてき）に「障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）」がつくられ、平成28年（へいせい28ねん）4月（がつ）1日（いち）からスタート（たち）しました。

この法律（ほうりつ）は、主に（おも）次の二つ（ふた）のことを、市（し）や会社（かいしゃ）などの約束（やくそく）ごとにしましたが、差別（さべつ）をなくして（なくして）いくことは、すべて（すべて）の人（ひと）に求め（もと）られています。

みな（みんな）が障がい（しょうがい）について正（ただ）しく理解（りかい）し、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とした差別（さべつ）に気づ（き）づき、差別（さべつ）をなくして（なくして）いきましょう。

① 不当（ふとう）な差別（さべつ）をしてはいけません。

正当（せいとう）な理由（りゆう）がないのに、見え（み）ない、聞こえ（きこ）ない、歩（あ）けないことなどの障がい（しょうがい）を理由（りゆう）にサービス（サービス）の利用（りよう）を断（ことわ）ったり、制限（せいげん）したり、また、特別な条件（とくべつなじょうけん）をつけたりしてはいけません。

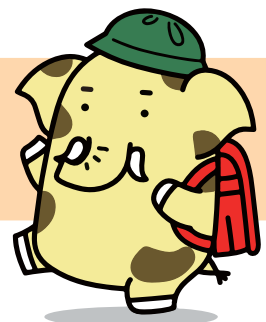
② 必要（ひつよう）な気づ（き）かい（合理的（ごうりき）配慮（はいりょ））を行（おこな）いましょう。

障がい（しょうがい）のある人（ひと）から、改善（かいぜん）を求める要望（ようぼう）があつた場合（ばあい）には、「社会的障壁（しゃかいてきしょうへき※）」をなくす努力（どりょく）をしましょう。

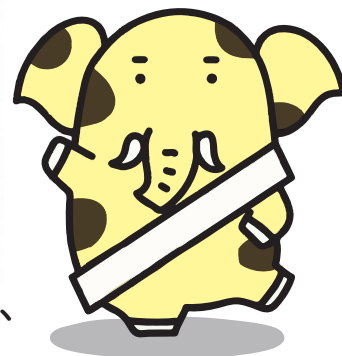
④ 正式（せいし）名称（めいしょう）は「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）」です

※ 社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）とは心身（しんしん）の障がい（しょうがい）によるものだけでなく、障がい（しょうがい）のある人（ひと）が生活（せいか）を送（おく）る上でさま（さ）たげ（たげ）となるさま（さ）ざま（ざま）なものです。
社会（しゃかい）における事物（じぶつ）（通行（つうこう）、利用（りよう）しにくい施設（しせつ）、設備（せつび））、制度（せいど）（利用（りよう）しにくい制度（せいど））、慣行（かんこう）（障がい（しょうがい）のある人（ひと）の存在（そんざい）を意識（い）していない慣習（かんしゅう）、文化（ぶんか））、観念（かんねん）（障がい（しょうがい）のある人（ひと）への偏見（へんけん））などがあげられます。

差別（さべつ）をなくすために
みな（みんな）で協力（きょうりょ）しあうことが大切（たいせつ）だね！



みんなが暮らしやすく するために



誰もが共に暮らしやすいまちをつくるには、市、市民、事業者(会社)の全員が、協力することが必要です。

市が行うべきことは

- 障がい者やその家族の人たちの意見を聴き、意思を十分に尊重し、障がい者が暮らしやすくするための制度をつくり、実施します。
- 障がい者も暮らしやすくするための、必要な支援の制度を計画的に進めます。
- 障がいを理由とする差別をなくすために、必要な啓発活動を行います。

たとえば市では、
こんな工夫(合理的配慮)
をします。



会議などでは障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決めます。

障がいのある人から「書類を代わりに書いてほしい」と伝えられ、代わりに書くことに問題がないときには、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書きます。

市がつくる案内やパンフレットは、誰が見てもわかりやすいものにします。

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(市の責務)

第5条 市は、前2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

わたしたちみんなができることは

- 障がい者も暮らしやすくするために、市が行う事業に協力しましょう。
- 障がい者が何を必要としているか、まずは本人に聞いてみましょう。
- 援助することに関係がないことには触れないなど、プライバシーを守りましょう。



障がいのある人と、
例えばこんな気持ちで
接してください。



障がいにはさまざまな違いがあること、その状態によっ
て得意・不得意があることを正しく理解してください。



困っている人を助けるのは、人として大切なことです。
「おたがいさま」の自然な気持ちで接してください。



同情などから特別視することや、行きすぎた干渉は失礼
です。



障がいのある人がどんなことを求めているか、きちんと
聞いてから手助けしましょう。

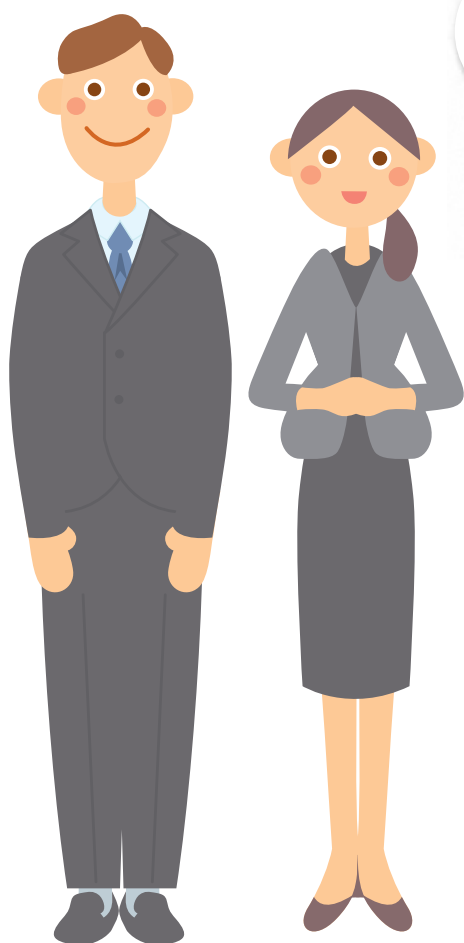
共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めるとともに、障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

事業者(会社)の方に協力してほしいこと

- 障がいのある人が働くことができる場を増やすとともに、安心して働き続けられる環境を整えてください。
- 障がいのある人がお客さんとしてきたときは、その人の障がいの特性にふさわしい方法で情報を伝えてください。
- お店やタクシー事業者、鉄道会社などの事業者(お店や会社)は、バリアフリーにしてください。



例えば事業者(会社)の方には、こんな気づかい(合理的配慮)をお願いします。

必要に応じて、入社試験を点字や音声などでも行ってください。

商品に手が届きにくそうな場合は、代わりにって手渡してください。

障がい者が利用しやすい駐車スペースをつくってください。

開くドアにぶつからないよう、また、閉まるドアに挟まれないように声をかけてください。通り過ぎるのを見届けて、ゆっくり開閉してください。

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(事業者の責務)

第7条 業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。



バリアフリーとは

障がい者にとって、さまたげとなるもの(バリア)をなくして(フリー)生活しやすくすることです。



さまたげになるもの ってなに?

- 階段や歩道の段差
- 自動でない出入口のドア
- 字幕放送のないテレビ
- 人々の中にある誤解や偏見

主なバリアフリー の設備

- 段差をなくすスロープ
- 車いす対応のトイレ
- 音が鳴る信号機
- 低い位置にボタンがある自動販売機

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらないう、及び取り除くよう努めなければならない。

- 2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー（障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。）について配慮するよう努めなければならない。
- 3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

誰もが暮らしやすい
まちを目指して

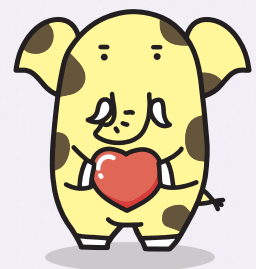
心のバリアフリー

障がい者にとって、さまたげになるもの。
それは段差や狭い通路など、目に見えるものだけではありません。
障がい者に不親切な制度や、人々の中にある誤解・偏見なども「バリア(障壁)」です。

中でも誤解や偏見は、私たちひとりひとりが気をつけていれば、簡単になくせるものです。

障がいのある人が安全で安心して、暮らせるように心や考え方もバリアフリーにしましょう。

そのためには、みんながわかりあうこと、理解しあうことが大切です。





平成28年3月発行

発行 新座市

協力 立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 平野ゼミ

編集 新座市福祉部 障がい者福祉課

しょう ひと しょう ひと おな せい
障がいのある人も障がいのない人も同じように生
かつ しゃ かい きょう りよく ささ
活できるように、社会のみんなが協力して、支え
たい せつ
あうことが大切です。

とも く にい ざ し しょう しゃ き ほんじょうれい へいせい ねん がつ にち
共に暮らすための新座市障がい者基本条例：平成17年4月1日スタート
しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう へいせい ねん がつ にち
障害者差別解消法：平成28年4月1日スタート